

錦江町農業委員会 4月総会議事録

○ 開催日時 平成27年4月20日(月) 午後2時40分から

○ 開催場所 錦江町役場 庁議室

○ 出席委員(20人)

会長	1番	宿利原勝吉
代理	2番	基 岸澄
委員	3番	厚ヶ瀬博文
〃	4番	水流 豊美
〃	5番	平原 栄
〃	6番	東郷 輝昭
〃	7番	毛下 利美
〃	8番	寺田 郁哉
〃	9番	安水 純一
〃	10番	牧原 昇
〃	11番	元丸 敏朗
〃	12番	鍋 康博
〃	13番	徳永 哲朗
〃	14番	貫見 和洋
〃	15番	畠中 正秋
〃	16番	黒瀬 正
〃	17番	鳥越 秀一
〃	18番	樋渡 俊信
〃	19番	鈴 一磨
〃	20番	本釜 好子

事務局職員 事務局長 窪 和人 書記 折久木まり子 書記 中野好太郎

○議事日程

1、開会

2、農業委員憲章朗読

3、会長あいさつ

4、議 事

第1 議事録署名委員の指名について

第2 会務報告について

第3 附議事項

議案第 1号 農地法第3条許可申請について

議案第 2号 農業経営基盤強化促進法第15条第4項の規定による農用地利用集積計画（利用権設定）の錦江町長に対する要請について

議 長	<p>只今より平成27年4月錦江町農業委員会総会の議事を開会いたします。</p> <p>本日の総会の出席は全員出席であり、錦江町農業委員会会議規則第8条の規定により、総会は成立していることをお知らせします。</p> <p>それでは、錦江町農業委員会会議規則第23条第2項の規定により、本日の会議録署名委員に20番 本釜委員と2番 基委員を指名いたしますので、よろしくをお願いします。</p>
議 長	<p>次に、会務報告についてを議題とします。</p> <p>事務局から報告と説明をお願いいたします。</p>
事務局	「会務報告と説明」
議 長	只今の会務報告について、質問はありませんか。
全委員	(発言なし)
議 長	<p>無いようですので、以上で会務報告を終わります。</p> <p>それでは附議事項に入ります。</p>
議 長	<p>議案第1号 農地法第3条許可申請についてを議題とします。</p> <p>事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>それでは議案第1号について説明いたします。</p> <p>まず、受付番号1号の譲渡人は、T・Kさん、O府在住の方です。</p> <p>申請地は、馬場字芝山424番1、地目は田、地積は415㎡となっています。</p> <p>一方、譲受人はT・Mさん、Y自治会在住の方です。</p> <p>この申請は売買による所有権移転となっています。</p> <p>T・Mさんの経営状況は、世帯員2名、農業従事者2名、自作地849㎡、小作地2,919㎡で、水稻、バレイショを主体とした経営をされています。</p> <p>農業機械の所有状況は、トラクター、耕運機、動噴、ハーベスター各1台となっています。</p> <p>この件の担当調査員は、5番 平原委員です。</p> <p>以上です。</p>
議 長	ただいま事務局から説明がありましたが、担当調査員の調査報告を、5番 平原委員お願いいたします。

5 番 平原委員	報告いたします。T・KさんとT・Mさんは兄弟で、兄弟同士による売買によるものでございます。この田んぼはもう15・6年前売買が成立し、もう支払いも済んでいるということで、今回こうして名義を直そうということで上がって来たものです。T・Mさんに関しましては、いつも土手も綺麗にされておりますし、問題は無いかと思われま。ちなみにこの当時の価格はびっくりするぐらいの価格で、〇〇円だったそうです。
議 長	ありがとうございました。 ただいま、担当調査員から調査報告がありましたが、質疑はありませんか。
委 員	(委員の中から「なし」の声)
議 長	質疑なしと認めます。 これから、議案第1号を採決します。 お諮りします。 議案第1号については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
委 員	(委員の中から「異議なし」の声)
議 長	異議なしと認めます。 したがいまして、議案第1号 農地法第3条許可申請については、原案のとおり決定しました。
議 長	次に「議案第2号 農業経営基盤強化促進法第15条第4項の規定による農用地利用集積計画（利用権設定）の錦江町長に対する要請について」を議題とします。 お諮りします。 会議資料のとおり、今回は47筆の利用集積計画について審議しなければなりませんので、事務局の説明と担当調査員の報告、質疑を3回に分けて行い、その都度議決したいと思いますが、ご異議ありませんか。
委 員	(委員の中から「なし」の声)
議 長	異議なしと認めます。 それでは、議案第2号のうち、受付番号1号から12号までを議題とします。 事務局の説明をお願いいたします。

事務局	<p>それでは、議案第2号のうち、受付番号1号から12号までを説明いたします。</p> <p>まず、受付番号1号から4号までの貸し人はA・Sさん、K・N自治会在住の方です。</p> <p>申請地は、1号が神川字加州河5, 376番、地目は畑、地積は2,361㎡、2号が神川字中塚5, 418番3、地目は畑、地積は1,598㎡、3号が神川字中塚5, 470番2、地目は畑、地積は1,291㎡、4号が神川字猿掛8, 787番71、地目は畑、地積は4,132㎡で、4筆の合計は9,382㎡となっています。</p> <p>貸付期間は、平成27年4月21日から平成36年12月14日までで、使用貸借のため小作料金は発生しません。</p> <p>借り人は、A・Kさん、K・K自治会在住の方です。</p> <p>経営状況は、世帯員4名、従事者2名、自作地2,073㎡で、野菜を主体とした経営をされています。</p> <p>農業従事日数は150日で、農業機械の所有状況は、トラクター、耕運機、管理機各1台となっています。</p> <p>次の受付番号5号から7号までの貸し人はK・Tさん、K自治会在住の方です。</p> <p>申請地は、5号が神川字火尻ケ山3, 807番、地目は畑、地積は409㎡、6号が神川字岩ノ上4, 273番1、地目は畑、地積は432㎡、7号が神川字中平4, 484番1、地目は畑、地積は3,952㎡で、3筆の合計は4,793㎡となっています。</p> <p>貸付期間は、平成27年4月21日から平成36年12月14日までで、使用貸借のため小作料金は発生しません。</p> <p>借り人は、K・Sさん、K自治会在住の方です。</p> <p>経営状況は、世帯員3名、従事者2名、自作地5,986㎡、小作地1,255㎡で、肉用牛、野菜を主体とした経営をされています。</p> <p>農業従事日数は150日で、農業機械の所有状況は、トラクター、軽トラック、耕運機、管理機各1台となっています。</p> <p>受付番号1号から7号までの担当調査員は、4番 水流委員です。</p> <p>次の受付番号8号、9号の貸し人はI・Iさん、B自治会在住の方です。</p> <p>申請地は、8号が田代麓字長尾3, 309番3、地目は畑、地積は1,877㎡、9号が田代川原字菖蒲ケ迫5, 945番5、地目は畑、地積は3,910㎡で、2筆の合計は5,787㎡となっています。</p> <p>貸付期間は、平成27年4月21日から平成32年12月14日までで、小作料金は全部で29,000円となっています。</p>
-----	---

借り人は、Y・Sさん、B自治会在住の方です。

経営状況は、世帯員3名、従事者3名、自作地47,676㎡、小作地3,004㎡で、お茶を主体とした経営をされています。

農業従事日数は200日で、農業機械の所有状況は、カルチ、肥料散布機、草払い機各1台となっています。

この件の担当調査員は、7番 毛下委員です。

次の受付番号10号の貸し人はK・Hさん、K・K自治会在住の方です。

申請地は、城元字轟木ケ迫3,828番1、地目は畑、地積は5,716㎡となっています。

貸付期間は、平成27年4月21日から平成30年12月14日までで、小作料金は40,000円となっています。

借り人は、(株)T・Fさん、K自治会に拠点を置く法人です。

経営状況は、従事者2名、雇用が21名、自作地1,485㎡、小作地81,813㎡で、露地野菜を主体とした経営をされています。

農業機械の所有状況は、トラック12台、動噴5台、トラクター・管理機各3台、乗用管理機2台、フォークリフト1台となっています。

次の受付番号11号の貸し人はN・Aさん、Y自治会在住の方です。

申請地は、馬場字山ノ口1,539番1、地目は田、地積は594㎡となっています。

貸付期間は、平成27年4月21日から平成31年12月14日までで、小作料金は15,000円となっています。

借り人は、受付番号10号と同じ(株)T・Fさんです。

受付番号10号、11号の担当調査員は、8番 寺田委員です。

次の受付番号12号の貸し人は、S・Tさん、N・N自治会在住の方です。

申請地は、田代麓字拂川93番、地目は田、地積は1,178㎡となっています。

貸付期間は、平成27年4月21日から平成32年12月14日までで、小作料金は米35kgで1俵となっています。

借り人は、Y・Hさん、Y自治会在住の方です。

経営状況は、世帯員2名、従事者2名、自作地5,164㎡、小作地56,960㎡で、水稻、肉用牛を主体とした経営をされています。

農業従事日数は300日で、農業機械の所有状況は、トラクター、軽トラック、コンバイン、ベラー、ラップマシン、2tトラック各1台となっています。

この件の担当調査員は、12番 鍋委員です。

	<p>以上です。</p>
議 長	<p>ただいま、事務局から説明がありましたが、順次、担当調査員の調査報告をお願いいたします。</p> <p>先ず、受付番号1号から7号までを、4番 水流委員お願いいたします。</p>
4 番 水流委員	<p>報告いたします。受付番号1号から7号は、2件ともに親子間の農業者年金受給に伴う利用権設定のため、何ら問題は無いと思いますので、よろしく願います。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。</p> <p>次に、受付番号8号、9号を、7番 毛下委員お願いいたします。</p>
7 番 毛下委員	<p>借受人のY・Sさんは現在41歳で、お茶をやっているんですけども、自分と親の2人、そしてお茶を主とした農家で、この畑は以前別な方がお茶を作っていたんですけども、その人から闇貸しして作っておられましたが、Iさんが書類を作成しておきたいということで利用権を結ぶようになりました。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。</p> <p>次に、受付番号10号、11号を、8番 寺田委員お願いいたします。</p>
8 番 寺田委員	<p>10号、11号を説明いたします。借り主のT・Fさんは、毎月のように出て来るT・Fさんでありまして、11番のN・AさんがT・Fさんに、小さい狭いところだけでも作ってくれないかという相談がありまして、T・Fさんが広いところだけ、掛りの良いところだけ作る訳に行かないので、気張って作るがということで成立した分でございます。T・Fに対しましては、町が定める要件に関する条件はすべて満たしているものと思います。</p> <p>それと10番の件について私が思うんですけども、貸し手のK・Hさんが5反7畝のを今度貸されるんですけども、この次にK・Hさんが借り手で挙がって来た時にはスムーズに許可が行くのかなというふうに思ったりもします。前に、貸していて借りるのかというのがいろいろと問題になって来ましたけれども、今度の場合はちょっと面積が大きいもんですから、この次に極端な例で言えば、来月、再来月、K・Hさんが借り手として利用権で挙がって来た時には、スムーズに行くのかなというふうに考えたもんですから、皆さんの意見を。今は昔の形態と違いますから、これも利用集積の利用権設定であるし、やはりそういうところは緩和して考えなければいけないのかなというところもあるんですけども、皆さんの意見をよろしく願います。</p>

議 長	<p>ありがとうございました。</p> <p>後で質疑を受けたいと思います。</p> <p>次に、受付番号12号を、12番 鍋委員お願いいたします。</p>
12番 鍋委員	<p>12号を説明いたします。</p> <p>この案件は先月の3月のあっせんに挙げたものです。この圃場の場所は目印としまして、大根占から上がって来ますと、田代の中心部にあります田代中央運動場が右手に見えてきます。そしてそのすぐ横を長谷川が流れておりますが、その川の手前の道路を運動場と反対の方向へ300mぐらい入り込んだ所にあります。</p> <p>今回の貸し手の方は高齢による経営縮小ということです。当初2月にあっせんした水田の隣接地でしたので、その方ではどうかというふうに思い話し合いに行きましたが、貸し主さんから訳ありの説明等があり反対をされました。</p> <p>そのためこの周辺で牛の飼料を作っておられるYさんを押したところ、双方ともに了解を得られて成立したものです。</p> <p>Kさんについては度々登場されるのでお分かりとは思いますが、認定農業者であられ、この4月から息子さんが就農をされました。又、近く結婚式も挙げられるという話も伺いました。今まで以上に経営に熱が入られることと思っています。錦江町が定める条件もクリアされておられるので、何ら問題は無いと思いますので、よろしくお願いいたします。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。</p> <p>ただいま、各調査員から調査報告がありました。質疑はありますか。</p>
10番 牧原委員	<p>先程のK・Hさんの件なんですけれども、この轟木ケ迫というのはどのあたり。</p>
8番 寺田委員	<p>S荘から中に入って、もとKがシキミを植えていたところで、引っこ抜いてちゃんと整地をして返せという条件で開いたところなんです。</p>
10番 牧原委員	<p>あそこは自分で草を植えると言っていたんだけど。</p>
17番 鳥越委員	<p>Kさんとの契約で去年調査をしたところで、その時見た時にもうどうしようもないくらい手を付けられないような状態だったんですが、K・HさんがKさんに再三綺麗にして片付けてくれということでして、K・Hさんにしてみれば、あそこまでは草を植えても遠いということで、Hさんに作ってくれという話だったようです。</p>

<p>8 番 寺田委員</p>	<p>そう言ったんですが、相手が5反程度ですが、遠いというのはそうなんですが、飼料を植えるとすれば出来るんですよ。K市まで行くわけではないんで。まあそれはHさんの経営の状態だと思うんですが、遠いところより近いところが良いとか。そしてあそこがまとまっているからとか。</p>
<p>17番 鳥越委員</p>	<p>そしてHさんが、どこかO組のあそこ辺りを借りているんじゃないですか。それで近くだからということで。</p>
<p>8 番 寺田委員</p>	<p>近くだからそれは良いんですが、今度はK・Hさんが、極端に言えば来月とかに利用権が出てきたときに、先月5反ばかりの畑を貸して、今度は1反ばかりの土地を借りるのかと。それが前の頃は難しかったんだけど、今はそんなことを言っていれば利用集積は出来ないじゃないかという考え方も出来るんだけど。</p>
<p>議 長</p>	<p>これを皆で審議をして、自分のものは貸して、又、他のものを借りてというのが前から出て来るんで、これを認めるか認めないかということを寺田さんは言っているところですが。</p>
<p>10番 牧原委員</p>	<p>だからそれを決めていけば、逆にまた出た時に、いやもうこれは農業委員会ではだめですよという形のもの出来るんですよ。</p>
<p>5 番 平原委員</p>	<p>今までも借りているのもあらせんけ。</p>
<p>8 番 寺田委員</p>	<p>そういつて畑を貸して田んぼを借りるとか。畑が遠いところに1反あって、田んぼにハウスを作りたいとか、ハウスの横だからこっちは貸して、こっちは借りるとか。そういうのは認めざるを得ないだろうということで、今でも来ていたんですが、仮に今は利用権は借り手の方が権利があるとか、いろんな条件を満たしていれば良いと思うんですが、今度はK・Hさんが、この次借り手として出てきた時にはスムーズに「はい」と言ってもらえるんだろうかとだし、自分が先月は貸していて今月は借りるのかと。</p>
<p>19番 鈴 委員</p>	<p>考え方としては経営形態によって、使えるところ、使えない部分もある訳でしょう自分のものにしても。今度は借り手がその近くに借りていたら、その面的な集積という考え方をすれば、T・Fさんが近くに作っていて、もうちょっと面的に集積をしたいということで借りるということであれば、それに協力するという形なんだから良いと思うんだけどどうでしょうか。</p>

13番 徳永委員	今度の物件は私が本人と話をしたときにはさっきの話と逆で、T・Fさんの方から申し出があったというふうに聞いているので、それからするといま鈴委員が言った意味ですね。借り手の方が自分の近くを集積したいという、そういう趣旨で私はこれは良いんじゃないのかなと。貸し主の遠い近いじゃなくて、借り手の集積という意味では良いんじゃないかと思います。
8番 寺田委員	この件は、T・Fさんが借りる分には問題ないですよ。だけどこの次にK・Hさんが借りるといった時にさあどうなるのかという、まあ利用集積とかいろんな条件をしたときに緩和して考えないといけないし、これから先そういうのは、先月は貸していて、今月は借りるのかといのがあるの。
19番 鈴委員	借り手がこういうのに理解をして協力したという考え方にすれば、問題は無いんじゃないかと思うんだけど。
8番 寺田委員	今までが色々あったでしょう。貸していて今度は借りるのかとか。だからそれをば今度のこれを機に、もうそういうのはある程度は認めないといけないんじゃないかという方向性を持っていけば、次の会合なんかに出てきた時もスムーズに流れてゆくような気がするんですが。
1番 宿利原委員	自分たちの所でも、タバコを作って、そしてカライモを作って、カライモの後にタバコを作ってとか、入れ替わりしているところも多いんですが、やはりそういうところは作物によって形態が違うんであれば認めざるをえないのではないかと思うんですが。
5番 平原委員	借り手がやはり集積を求めて借りるのであれば、認めなければならないんじゃないでしょうか。
19番 鈴委員	それが当たり前じゃないでしょうか。
議長	これからもずっと出て来るんですが、そういうことでよろしいでしょうか。
委員	(委員の中から「異議なし」の声)
議長	他に質疑はありませんか。
5番 平原委員	このNさんの11番のは、2筆じゃないんですか。

事務局	現地は2枚ですが、1筆です。
議長	他にありませんか。
委員	(委員の中から「なし」の声)
議長	<p>質疑なしと認めます。</p> <p>これから、議案第2号のうち、受付番号1号から12号までを採決します。お諮りします。</p> <p>議案第2号のうち、受付番号1号から12号については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。</p>
委員	(委員の中から「異議なし」の声)
議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>したがいまして、議案第2号のうち、受付番号1号から12号については、原案のとおり決定しました。</p>
議長	次に、議案第2号のうち、受付番号13号から43号までを議題とします。事務局の説明をお願いします。
事務局	<p>それでは、議案第2号のうち、受付番号13号から43号までを説明いたします。</p> <p>まず、受付番号13号から16号までの貸し人は、A・Yさん、H自治会在住の方です。</p> <p>申請地は、13号が馬場字新改田5，197番1、地目は田、地積は757㎡、14号が馬場字新改田5，208番2、地目は畑、地積は259㎡、15号が馬場字山ノ口5，369番2、地目は田、地積は1,865㎡、16号が馬場字瀬戸5，507番3、地目は田、地積は923㎡で、4筆の合計は3,804㎡となっています。</p> <p>貸付期間は、平成27年4月21日から平成36年12月14日までで、使用貸借のため小作料金は発生しません。</p> <p>借り人は、A・Tさん、H自治会在住の方です。</p> <p>経営状況は、世帯員2名、従事者1名、自作地3,804㎡で、水稻、野菜を主体とした経営をされています。</p> <p>農業従事日数は180日で、農業機械の所有状況は、トラクター、田植機、ハーベスター、軽トラック各1台となっています。</p> <p>この件の担当調査員は、15番 畠中委員です。</p>

次の受付番号17号から29号までの貸し人は、N・Tさん、N自治会在住の方です。

申請地は、17号が城元字平田1, 183番、地目は田、地積は437㎡、18号が城元字森山1, 315番1、地目は田、地積は960㎡、19号が、城元字竹下1, 587番、地目は田、地積は176㎡、20号が城元字竹下1, 588番1、地目は田、地積は579㎡、21号が城元字竹下1, 605番、地目は田、地積は1,018㎡、22号が城元字竹下1, 606番1、地目は田、地積は388㎡、23号が城元字久保下1, 619番2、地目は田、地積は450㎡、24号が城元字久保下1, 620番、地目は田、地積は691㎡、25号が城元字久保下1, 623番2、地目は田、地積は212㎡、26号が城元字久保下1, 627番、地目は田、地積は768㎡、27号が城元字永田1, 950番3、地目は畑、地積は704㎡、28号が城元字桃木ケ迫2, 654番、地目は畑、地積は3,771㎡、29号が城元字桃木ケ迫2, 663番、地目は畑、地積は1,933㎡で、13筆の合計は12,087㎡となっています。

貸付期間は、平成27年4月21日から平成36年12月14日までで、使用貸借のため小作料金は発生しません。

借り人は、N・Mさん、N自治会在住の方です。

経営状況は、世帯員5名、従事者2名、自作地12,087㎡で、水稻、インゲン、バレイショを主体とした経営をされています。

農業従事日数は150日で、農業機械の所有状況は、トラクター、軽トラック、動噴各1台、管理機2台となっています。

次の受付番号30号から32号の貸し人は、T・Tさん、N自治会在住の方です。

申請地は、30号が城元字平田1, 175番1、地目は田、地積は355㎡、31号が城元字押切1, 442番1、地目は田、地積は632㎡、32号が城元字中鳥井1, 227番2、地目は田、地積は1,392㎡で、3筆の合計は2,379㎡となっています。

貸付期間は、平成27年4月21日から平成36年12月14日までで、使用貸借のため小作料金は発生しません。

借り人は、T・Tさん、N自治会在住の方です。

経営状況は、世帯員4名、従事者4名、雇用が5名で300日、自作地12,573㎡、小作地3,145㎡で、野菜を主体とした経営をされています。

農業従事日数は300日で、農業機械の所有状況は、トラクター、動噴各1台、管理機4台となっています。

受付番号17号から32号までの担当調査員は、17番 鳥越委員です。

次の受付番号33号から39号の貸し人は、Y・Mさん、S自治会在住の方です。

申請地は、33号が城元字谷口464番2、地目は田、地積は457㎡、34号が城元字谷口465番、地目は田、地積は650㎡、35号が城元字谷口468番1、地目は田、地積は439㎡、36号が城元字集り1、379番1、地目は田、地積は2,468㎡、37号が神川字野首1、564番1、地目は畑、地積は1,011㎡、38号が神川字野首1、564番3、地目は畑、地積は886㎡、39号が神川字野首1、566番1、地目は畑、地積は4,806㎡で、7筆の合計は10,717㎡となっています。

貸付期間は、平成27年4月21日から平成36年12月14日までで、使用貸借のため小作料金は発生しません。

借り人は、Y・Sさん、S自治会在住の方です。

経営状況は、世帯員3名、従事者3名、自作地11,953㎡で、野菜を主体とした経営をされています。

農業従事日数は250日で、農業機械の所有状況は、トラクター、動噴、管理機、トラック各1台となっています。

次の受付番号40号から43号の貸し人は、F・Yさん、S自治会在住の方です。

申請地は、40号が馬場字天松院ノ下1,959番1、地目は田、地積は997㎡、41号が城元字谷口448番1、地目は畑、地積は456㎡、42号が城元字平野731番5、地目は田、地積は1,230㎡、43号が城元字平田1,158番1、地目は田、地積は411㎡で、4筆の合計は3,094㎡となっています。

貸付期間は、平成27年4月21日から平成36年12月14日までで、使用貸借のため小作料金は発生しません。

借り人は、F・Mさん、S自治会在住の方です。

経営状況は、世帯員3名、従事者1名、雇用が2名で100日、自作地9,719㎡、小作地1,631㎡で、野菜を主体とした経営をされています。

農業従事日数は300日で、農業機械の所有状況は、トラクター、動噴各1台、軽トラック2台、管理機3台となっています。

受付番号33号から43号までの担当調査員は、20番 本釜委員です。
以上です。

議 長	<p>ただいま、事務局から説明がありましたが、順次、担当調査員の調査報告をお願いいたします。</p> <p>先ず、受付番号13号から16号までを、15番 畠中委員お願いいたします。</p>
15番 畠中委員	<p>報告します。</p> <p>13番から16番の案件は、農業者年金の経営移譲に伴う利用権設定であり、また、親子間でもあり、問題は無いと思います。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。</p> <p>次に、受付番号17号から32号までを、17番 鳥越委員お願いいたします。</p>
17番 鳥越委員	<p>NさんとTさん、これも一緒の農業者年金の受給の関係で、何ら問題は無いと思います。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。</p> <p>次に、受付番号33号から43号までを、20番 本釜委員お願いいたします。</p>
20番 本釜委員	<p>報告いたします。受付番号33番から43番を報告いたします。</p> <p>これも農業者年金に伴う親子間の利用権設定で、なんら問題は無いかと考えられます。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。</p> <p>ただいま、各調査員から調査報告がありましたが、質疑はありませんか。</p>
委 員	<p>(委員の中から「なし」の声)</p>
議 長	<p>質疑なしと認めます。</p> <p>これから、議案第2号のうち、受付番号13号から43号までを採決します。お諮りします。</p> <p>議案第2号のうち、受付番号13号から43号については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。</p>
委 員	<p>(委員の中から「異議なし」の声)</p>

議 長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>したがいまして、議案第2号のうち、受付番号13号から43号については、原案のとおり決定しました。</p>
議 長	<p>ここで、○番 ○○委員の退席を求めます</p> <p style="text-align: right;">(○○委員退席)</p>
議 長	<p>次に、議案第2号のうち、受付番号44号から47号までを議題とします。</p> <p>事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>それでは、議案第2号のうち、受付番号44号から47号までを説明いたします。</p> <p>まず、受付番号44号から46号までの貸し人は、T・Yさん、K自会在住の方です。</p> <p>申請地は、44号が神川字西道原一4，045番、地目は畑、地積は3，401㎡、45号が神川字西道原一4，046番1、地目は畑、地積は879㎡、46号が神川字井手ノ河3，019番2、地目は田、地積は417㎡で、3筆の合計は4，697㎡となっています。</p> <p>貸付期間は、平成27年4月21日から平成32年12月14日までで、小作料金は、44号が15，000円、45号が5，000円、46号が米2俵となっています。</p> <p>借り人は、T・Tさん、K・K自治会在住の方です。</p> <p>経営状況は、世帯員5名、従事者2名、雇用が3名で100日、自作地12，213㎡、小作地20，188㎡で、加工大根、バレイショ、甘藷を主体とした経営をされています。</p> <p>農業従事日数は300日で、農業機械の所有状況は、トラクター、軽トラック各2台、2tトラック、管理機各1台となっています。</p> <p>次の受付番号47号の貸し人は、O・Mさん、K・S自治会在住の方です。</p> <p>申請地は、神川字桂巻5，103番1、地目は畑、地積は2，723㎡となっています。</p> <p>貸付期間は、平成27年4月21日から平成32年12月14日までで、小作料金は20，000円となっています。</p> <p>借り人は、44号からと同じT・Tさんです。</p> <p>受付番号44号から47号までの担当調査員は、13番 徳永委員です。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>ただいま、事務局から説明がありましたが、担当調査員の調査報告をお願いいたします。</p>

	受付番号44号から47号までを、13番 徳永委員お願いいたします。
13番 徳永委員	報告します。 借り人のT・Tさんは、N委員ですので省略いたしますが、44号から46号のT・Yさん、高齢のために経営縮小をという申し出です。T・YさんとT・Tさん、親戚関係になりますのでT・Tさんに話をして、じゃあ作りましょうということで新しく契約した分です。 47番のO・Mさんの畑は、直接契約で作っておられた方が、3月で契約を解除されましたので、隣接地を耕作しているTさんにとOさんと話し合っ、Tさんに話をしたところ引き受けて頂きましたので、契約した内容です。何ら両方とも問題は無いと思います。
議長	ありがとうございました。 ただいま、調査員から調査報告がありました。質疑はありませんか。
委員	(委員の中から「なし」の声)
議長	質疑なしと認めます。 これから、議案第2号のうち、受付番号44号から47号までを採決します。 お諮りします。 議案第2号のうち、受付番号44号から47号については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
委員	(委員の中から「異議なし」の声)
議長	異議なしと認めます。 したがいまして、議案第2号のうち、受付番号44号から47号については、原案のとおり決定しました。
議長	ここで、○番 ○○委員の入室を求めます (○○委員入室)
議長	以上で、平成27年4月錦江町農業委員会定例総会の附議事項の協議を終了いたします。

錦江町農業委員会会議規則第23条第2号の規定により署名する。

会 長

20番

2番

議事録調整者 窪 和人